

議案第67号

新居浜市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について

新居浜市長及び副市長の給料の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成24年8月3日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市長及び副市長の給料の特例に関する条例

平成24年9月1日から同月30日までの間における市長及び副市長（統括）の給料の月額は、新居浜市特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に掲げる額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（この条例の失効）
- 2 この条例は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。

提案理由

有限会社悠楽技による廃棄物の不法投棄事件を重く受け止め、行政責任を明確にし、市長及び副市長の減給処分を行うため、本案を提出する。